

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18022
06-6b
17-11b

③施設名等

名 称 :	秋田婦人ホーム
施設長氏名 :	柴田 理
定 員 :	20世帯
所在地(都道府県) :	秋田県
所在地(市町村以下) :	秋田市檜山古川新町41-2
T E L :	018-831-1467
U R L :	http://akita-fujinhome.com/fujinhome1.html
【施設の概要】	
開設年月日	1933/11/25
経営法人・設置主体(法人名等) :	社会福祉法人 秋田婦人ホーム
職員数 常勤職員 :	11 名
職員数 非常勤職員 :	3 名
有資格職員の名称(ア)	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数 :	1 名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数 :	9 名
有資格職員の名称(ウ)	臨床心理士
上記有資格職員の人数 :	1 名
施設設備の概要(ア)居室数 :	20部屋(緊急室2部屋)
施設設備の概要(イ)設備等 :	学習室、集会室、保育室、浴室、事務室、宿直室

④理念・基本方針

<p>【理念】 児童福祉法第38条に基づいて運営されている母子生活支援施設秋田婦人ホームは、社会福祉法人秋田婦人ホームの経営する施設として法人設立の意思と理念・基本方針を尊重し、聖句「すべて重荷を負うて苦労している者はわたしのもとにきなさい。あなたがたを休ませてあげよう。(マタイによる福音書11章28節)」のキリスト教精神に基づき、秋田婦人ホームを利用する方々が自立するための支援に努めます。 秋田婦人ホームでは、個人の人格を尊重し、母と子の権利擁護と生活の拠点として子どもを育み、子どもが健やかに育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。</p> <p>【基本方針】 秋田婦人ホームは、「母子と寄り添い、共に歩む」ことを基本姿勢とし、母と子を権利の主体として位置づけ、常に母親と子どもの最善の利益に配慮した支援を行います。また、安心安全な環境の中で母と子の生活課題への取組みを支援し、心身共に安らぎ癒される場となるよう努めます。</p> <p>(1) 母子の意思の尊重 母親と子どものそれぞれの個性と意志を尊重し、尊厳が保たれるよう支援に努めます。</p> <p>(2) 子どもの健全育成 子どもの最善の利益を保障し、よりよい育ちのための環境を整備し、子どもの健全育成に努めます。</p> <p>(3) 母子の自立支援 母子が健全な社会性を身につけ、地域社会への適応力を育成することによって、自立できるよう支援に努めます。</p> <p>(4) 女性としての母親の自己実現支援 母親が一人の女性として、主体的かつ積極的に生き方を選択し、適切な自己実現を図ることができるよう支援に努めます。</p> <p>(5) 権利侵害の防止 いかなる場合においても暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切な関わりが起こらないようし、あらゆる権利侵害行為は許さないという強い姿勢を持って支援します。</p> <p>(6) 地域との関わり 社会に開かれた施設として、地域の行事に参加し、また地域と共に歩む行事を行うことにより秋田婦人ホームの認知度を高め、退所者を含む直接・間接的な支援に結びつける努力をします。</p>
--

⑤施設の特徴的な取組

秋田婦人ホームは、キリスト教の精神を基本に据え、「母子と寄り添い、共に歩む」ことを基本姿勢に据え、理事長・施設長・全職員が「母親と子どもの権利擁護に配慮した自立支援」という同じ考えを共有し、母親には就労支援といった生活基盤の支援、子どもには大人になった時（父親又は母親）によりよい判断や選択ができるよう支援する取組みがなされている。今後もよりよい支援を目指して行くこと期待する。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/5/29
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2019/12/27
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 28 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

施設の長い歴史の中で育まれた「母親と子どもの権利擁護に配慮した自立支援」の実践がなされている。特に子どもへの支援は、子どもの尊厳を傷つけないよう言葉に注意し、子ども自身が考え、決めることができるような支援がされている。

◇改善を求められる点

今回の第三者評価調査に関する自己評価の方法について、本来の評価基準の意図と差異が生じているところも見られたので、施設内で評価方法を再確認して実施することを勧めたい。

複数の事業所を持つ法人であるので、新しい視点を得られるよう可能であれば人事交流等を検討してもよいのではないかと考える。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

利用者の自立に向けてより良い支援を行うために、秋田婦人ホームでは第三者評価に関する自己評価検討会議を設置し、短期・長期的に取り組む課題を整理し、それらに基づいて各種の取り組みを行ってきました。

その結果、72項目中17項目でb判定がa判定となりました。この中で、施設の理念・基本方針の周知、ワーク・ライフバランスへの配慮、地域との連携等が評価されたことは喜ばしいことでした。

一方で、施設長交代1年ということもあり、そのリーダーシップが問われる結果となったことから、一層の研鑽による資質向上を目指します。

母子生活支援施設を取り巻く環境はこのところ大きく変化していることから、利用者の福祉を第一とし、より社会のニーズに合った施設になるよう、努めていきたいと考えます。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目） I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、母親と子どもへの周知が図られている。 職員には小冊子を配布している。母親へは定例会（つくしの会）で説明している。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 中長期計画が作成されており、施設の整備、職員体制についてもまとめられ、把握はされている。 今後、把握した情報を分析に活かすとともに、情報や分析の状況を職員間で共有し、共通認識を持つことができると望ましい。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、取組を進めているが十分ではない。 経営課題の解決に向けた取組が行われているが、①での分析を踏まえた検討がされると望ましい。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
経営や支援に関する中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画が策定されているものの、十分ではない。 数値目標や具体的な成果等が設定されているが、実施状況の評価及び振り返りを行えるような具体的な目標となると望ましい。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。 進捗状況を評価し、次年度につなげられるような具体的な内容となるよう工夫してほしい。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、評価・見直しが十分ではない。 実施状況を把握し、評価したうえで見直しがされていることが明確になるよう、組織的な評価・見直しの体制を検討してもらいたい。	

②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
<p>事業計画を母親と子どもに周知するとともに、内容の理解を促すための取組みを行っている。</p> <p>母親の定例会（つくしの会）において説明している。子どもにはふりがなを振った資料を配布している。生活のしおりを活用して事業内容を説明している。</p>		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>支援の質の向上に向けた取組みが組織的に行われ、機能している。</p> <p>支援会議の内容を職員会議で確認して自立支援計画の見直しや評価をしており、支援の内容を組織的にチェックする体制が整備されている。組織的にPDCAサイクルに基づいた取組みがされている。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立てて実践している。</p> <p>課題と改善方法を明文化し、全職員に示している。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>年度当初の広報誌に施設長の役割について表明し、不在時の役割分担も明確にしている。今後は、行っている取組みが職員全体へ浸透するよう期待したい。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っているが、十分ではない。</p> <p>必要な情報を得るために研修や勉強会等に参加し、法令等を正しく理解するため努力している。今後は、行っている取組みを職員や利用者へ積極的に表明してもらいたい。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組みに指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>年2回、非常勤職員を含む全職員と面談を行っている。面談では、職員それぞれの目標の達成度を分析したり、次年度に役立つ情報を提供している。今後は、分析の結果を活かし、指導力を発揮して更なる質の向上に努めてほしい。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組みに指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>職員会議、主任打合せ会において、コストバランスの分析がされており、それに基づいて、人員配置や職員の働きやすい環境整備等に取り組んでいる。今後は、分析の結果を活かし、指導力を発揮して経営の改善や業務の実効性の向上に努めてほしい。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それに基づいた取組が十分ではない。</p> <p>支援に関わる職員配置は充足されているものの、様々な視点を確保するため、法人内の他事業所への異動等も考慮し、人材の確保・育成に取り組んでもらいたい。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>個人の研修計画の立案や外部研修への参加が積極的に実施されているが、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価するための「期待する職員像」の策定が望まれる。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>時間外勤務の状況をデータ化して管理し、休暇を取りやすいように配慮している。会議等においては個人の意見を尊重し、職員の意見を引き出すような雰囲気づくりをしている。ワークライフバランスに配慮した取組がなされている。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>職員一人ひとりが目標を設定し、施設長と職員の面接も実施されており、育成に向けた取組が行われているが、今後「期待する職員像」の策定が望まれる。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>研修計画に基づき、教育・研修が実施されているが、今後「期待する職員像」を策定し、それに基づいた教育・研修の実施が望まれる。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>個別的なOJTや、外部研修に関する情報提供等が適切に行われているものの、今後は「期待する職員像」を策定し、それに基づいた教育・研修等の機会の確保が望まれる。</p>		
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>専門職種の特性に配慮したプログラムを用意し、学校との連携を図りつつ実施している。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。 支援内容や施設の情報が書かれたリーフレット等を作成し、福祉事務所等に配架している。 財務状況や苦情、第三者評価結果の公表について、施設のホームページへの掲載が望まれる。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 事務、経理、取引等に関する役割分担が明確化されている。決算状況や、経理事務手続きの手引きを職員に配布して周知している。 外部の専門家（公認会計士）による経営状況の確認を受けるなど、透明性の確保に努めている。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 町内会への出席、学校の友人の来訪、母子が地域住民とともに資源回収を定期的に行う等により、地域との交流を広げる取組が行われている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 受入れ時の手順、母子への説明の流れが定まっている。県社協が窓口となる介護等体験実習の受入れも行っており、適切に実施されている。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 年数回、関係機関と意見・情報交換会を、施設が調整して実施している。関係機関との関係図、緊急時対応のフローチャート等に、関係機関がまとめられており、連携が適切に行われている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。 施設長が町内会役員となっている。 救急救命講習を町内会の参加のもとに実施している。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を積極的に行っている。 秋田県の秋田県女性相談所一時保護委託事業、秋田市の子育て支援短期利用事業、法人の緊急一時保護事業を実施している。 母子が地域住民とともに資源回収を定期的に行っており、独居高齢者や高齢者のみ世帯の多い当該地域において喜ばれている。	

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>事業計画の中に、施設としての理念・基本方針が明記され、職員会議で確認している。母親と子どもに対しては生活のしおりを通して伝えている。</p>		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
<p>母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。</p> <p>トラブルがあった時には女性職員が対応する等の配慮がされている。個人のプライバシーを尊重し、利用者の状況によって個々に合った対応をしている。</p>		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>生活のしおりを活用して説明したり、ふりがなをつけたり、個人の理解力に合わせた資料を使用して情報を提供している。</p>		
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<p>支援の開始・過程において同意を得るに当たり、施設が定める様式に基づき母親と子どもに説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>入所時には、生活のしおりを用い、分かりやすいように説明を心掛けている。外国出身者の方のためのコミュニケーションツールの導入も検討している。</p> <p>今後、意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化することを目指している。</p>		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等に当たり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>退所後も対応できるよう記録等を保管しており、地域・家庭への移行時には「アフターケア支援計画票」を作成し、施設と利用者がそれぞれ保管している。</p> <p>支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め活用されると望ましい。</p>		
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>各行事ごとにアンケートを実施し集計結果を掲示するとともに、母親とは「つくしの会」、子どもとはおやつの時間等で話し合いがなされている。</p>		

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者 評価結果
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組みが行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>今回は4件の事例が確認され、適切に検討されている。</p>		
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p>母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを母親と子どもに伝えるための取組みが行われている。</p> <p>母親には、「申し出カード」を配布するとともに「つくしの会」で話し合いの機会を設けることにより、環境を整えている。また、子どもには、下校後のおやつ時間を活用して何でも話しやすいように工夫している。</p>		
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>母親と子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>母親には、「申し出カード」を配布するとともに「つくしの会」での話し合いの機会を設けることにより環境を整え、子どもには下校後のおやつ時間を活用して何でも話しやすいように工夫しており、すべての職員が対応できるようにしている。</p>		
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>リスクマネジメント体制を構築し、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析、対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>「不適切な関わり防止のためのチェック表」を用いて、全職員が自己チェックを行い、その結果を職員会議で話し合うなど、安心・安全の支援体制の構築に努めている。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>「感染症対策マニュアル」が整備され、周知確認のため年2回全職員参加の施設内研修を行っている。また、玄関には温水の出る手洗い場所やペーパータオルを設置し、帰宅したらすぐに手洗い、うがいができるよう環境を整備し取り組んでいる。</p>		
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。</p> <p>防災計画に基づき月1回の避難訓練を実施し、安否確認方法、連絡網や備蓄リストの確認を行い、組織的に安全確保のための取組みがされている。</p>		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
<p>支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた支援が実施されている。</p> <p>「利用者の対応マニュアル」、「不適切な関わり防止のためのチェック表」が整備され、チェック表を用い定期的に、母親と子どものプライバシーや権利擁護に関する配慮がなされてるかを確認する仕組みがある。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、その仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>「利用者の対応マニュアル」、「不適切な関わり防止のためのチェック表」が整備されている。また、マニュアルは適時見直しが行われ、取組みが適切に行われている。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立されており、取組みを行っている。</p> <p>利用者の担当職員がアセスメントフォーマットを用い利用者等の意見を聞き、個別支援計画を立案し、それが職員会議で検討され、利用者や家族の理解を得る仕組みを確認することができた。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>自立支援計画は、通常6か月ごとに定期的に見直しが行われている。問題や支援計画の変更が必要な事象が生じた場合には、支援の変更や必要な実際の支援は調整され適切に対応しているが、支援計画の評価見直しを行う仕組みを工夫することを期待する。</p>		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。</p> <p>平成27年度より、記録の書き方に差異が生じないようにケース記録、日誌等の書き方を統一し、情報や理解の共有を図っている。</p>		
②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p>個人情報保護管理規程及び法人の規程に記録の管理について記載されている。また、記録の保管場所は施錠され、USBは持ち出し禁止となっている。職員は個人情報保護の研修会にも参加し、記録の適切な管理に努めている。</p>		

内容評価基準（27項目）

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>母親と子どもの権利擁護に関する取組みが徹底されている。</p> <p>基本方針、運営規程、「個人情報取り扱いマニュアル」が整備されている。また、「不適切な関わり防止チェック表」が効果的に活用されている。</p>		
(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</p> <p>全職員が「不適切な関わり防止のためのチェック表」で自己チェックを行うとともに職員会議でも取り上げ、子どもが将来親になるときのことも見据えて職員が身をもって手本を示すよう努めている。</p>		
②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p>いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</p> <p>共有スペースに不適切行為について分かりやすく掲示して不適切な行為を行わないよう周知している。また、子どもには、おやつ時間を活用して話題を提供し、分かりやすく説明し、考えさせ、自分の考えを話す機会を設け、不適切な行為を行わないように工夫するとともに、他の人との良好な関係を築けるよう支援している。</p>		
③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>子どもや母親の普段の様子を観察し、不適切な行為や他の人の嫌がることを行った場合には、子どもの自尊心を傷つけないように慎重に分かりやすく説明し、子ども自ら考え行動できるように支援を行っている。</p>		
(3) 思想や信教の自由の保障		
①	A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p>母親や子どもの思想や信教の自由が保障されている。</p> <p>施設はキリスト教の精神を基本理念に運営されている。施設内での宗教の勧誘や政治活動を慎むよう生活のしおりに明記されており、利用者個人の人格と権利を尊重し配慮している。</p>		
(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
①	A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p>母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>母親の会である「つくしの会」には、必要に応じ理事長、施設長、心理担当者も出席し、母親の就職支援や子どもの生活習慣の改善等を行い、母親や子どもが主体的に活動できるよう取り組んでいる。</p>		
(5) 主体性を尊重した日常生活		
①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p>日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p> <p>母親や子どものストレングスを引き出すため、話をよく聞き、自己肯定感を回復しやすい環境づくりに努めている。</p>		

	② A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施している。		
行事後のアンケートを次回の活動に活かすとともに、自分たちの意見が取り上げられていることが分かるように意見を掲示したり説明したりして参画しやすいように努めている。		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
	① A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。		
退所前には、アフターケア支援計画案を相談しながら作成し、いつでも電話や来所相談ができることを必ず伝えている。また、退所後3年間は希望に応じて、施設の行事に招待している。		

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
	① A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。		
家族の在り方を念頭に置いて、母親と子どものそれぞれの自立支援計画を立て、職員会議で話し合うことで全職員が連携し、一貫した支援につなげている。		
(2) 入所初期の支援		
	① A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。		
スムーズに新しい生活が始められるよう福祉事務所と連携を取りながらアセスメントを行い課題を分析し、生活や精神的な安定に向けた支援に努めている。		
(3) 母親への日常生活支援		
	① A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。		
アセスメントにより得られた課題を本人と話し合い、後片付け、調理、金銭管理等、必要に応じた生活支援を行っている。特に金銭管理は本人の同意と福祉事務所の立ち会いのもとに行い適切に支援している。		
	② A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。		
利用者は、暴言やDV、ネグレクトなどを受けて感情的、精神的に不安定な状況が多く見られるので、子どもが親になった時にDV等を行わないように配慮や支援を行っている。		
	③ A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。		
職員は、母親が普段の生活で孤独感を抱かないよう、声掛けや見守りにより利用者間の交流を促している。また、必要に応じて心理担当職員が相談支援を行い、その情報を職員が共有し連携した支援に努めている。		

(4) 子どもへの支援		
①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p>健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p> <p>子どもの将来を考慮し、仲間との協力や、嫌なことがらでも経験しなければならないこと等を分かりやすくかみ砕いて伝え、それを遊びの中から経験させる等の支援を行っている。</p>		
②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p>子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</p> <p>学年別、能力別の教材が整備されており、何のために学習するのか等の動機付けがなされている。小学生には学習習慣を身につけること、中学生には進学を見据えた支援に努めている。</p>		
③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
<p>子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子ども同士のつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。</p> <p>職員は子どもの年齢層に合わせた支援に努めている。小さい子どもには遊びを通じたスキンシップを行い、子どもが大人になった時に暴力や悪意のない「大人のモデル」をイメージできるような支援に努めている。</p>		
④	A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p>子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>入浴時に人の体には、触れてはならない部分、触らせてはいけない部分、人に見せてはいけない部分などプライベートな部分があることを伝えている。また、隔年で性教育の専門職を招き研修会を行っているものの、性に関して年齢に応じた支援を工夫し取り組むことを期待する。</p>		
(5) DV被害からの回避・回復		
①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p>母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p> <p>「緊急時対応マニュアル」に沿って対応ができるよう、体制を整備している。</p>		
②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p>母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p> <p>マニュアルが整備されており、必要に応じて関係機関と連携している。また、当直室には警備会社への通報システムがあり、緊急時の対応に備えている。</p>		
③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p>心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p> <p>心理担当職員による支援体制が整備されており、母親の仕事の時間に配慮して相談に応じている。相談内容については明らかにしていないが、支援に必要な情報は業務日誌に記載されて職員間の連携を図っている。</p>		

(6) 子どもの虐待状況への対応		
①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかり、虐待体験からの回復を支援している。	a
被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかり、虐待体験からの回復を支援している。		
虐待防止に関する研修を全職員が受講し専門性をもって関わりを持つようにしている。また、子どもとの対話の時間を取り、日々の会話から子ども自身の気持ちを話せるように工夫している。		
②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。		
日常生活の中で子どもとの対話の時間を設けるとともに、学校等で何かあった時や気になる事柄が生じた時は、必要に応じて児童相談所や他の関係機関と連携をとれる体制が整っている。		
(7) 家族関係への支援		
①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。		
子どもの下校時の様子や言動を観察するとともに、声掛けや挨拶をする等、話しかけやすい職員となるよう努めている。母親や子どもからそれぞれに不安や悩みを聞き、適切に調整を図っている。		
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。		
障害のある子どもの母親には、就労に際し子どものデイサービス等の調整や支援を行っている。また、読み書きの支援が必要な母親には、学校や他の機関の情報などに関する丁寧な説明や各種手続きの支援を行っている。		
(9) 就労支援		
①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。		
障害のある子どもの母親には、就労に際し子どものデイサービス等の調整や支援を行っている。また、希望者には資格取得やスキルアップ等に関する情報提供や、保育士や医療事務等の資格取得のための支援を行っている。		
②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。		
必要に応じて就労継続のための職場訪問や継続困難な要因の分析を行ったり、人間関係の構築のための支援を行っている。		